

山野美容芸術短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に則り、幅広い教養を教授するとともに、美容に関する学芸を教授研究することにより、美しく生きるために必要な能力を有し、美容を通じ広く国際社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(名称)

第3条 本学は、山野美容芸術短期大学と称する。

(位置)

第4条 本学は、東京都八王子市鍵水に置く。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第5条 本学に設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
美容総合学科	245名	490名

2 美容総合学科に美容師養成課程を置く。この養成課程の履修細則は別に定める。

3 第1項の学科における人材育成上の目的及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

美容総合学科は、美道五大原則（髪・顔・装い・精神美・健康美）に基づく美容教育と教養教育により、『美しく生きる力』を形成することを目的とする。『美しく生きる力』とは、課題を発見し、解決する能力すなわち自ら考え、行動し、振り返ることのできる力を備え、あらゆる他者にホスピタリティ及びコミュニケーション力を発揮できるとともに、自身のみならず他者も含めた豊かな人生を追求できる力である。

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

学苑記念日 6月1日

- 2 春季、夏季、冬季の休業日は、その都度学長が定める。
- 3 学長は必要な場合には、休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 七 その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第15条 本学に、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第15条の2 削除

(退学)

第16条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 3 休学の期間は、第6条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 第6条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第18条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第21条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする
- 三 授業時間は、1時間を45分間とし、1授業時間は2時間を原則とする。

2 前項の授業は、多様なメディアを利用して行うことがある。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

2 授業科目の履修については、別に規程を定める。

(成績評価)

第24条 成績評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第25条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表第1に定める授業科目を履修し、62単位以上を修得しなければならない。

2 美容師養成課程の卒業認定に係る基準については、別に定める。

(卒業)

第26条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第27条 前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格等の取得)

第28条 美容師法の定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を取得して卒業する者に、美容師試験受験資格を与える。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を別に定めるところにより、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第1項及び前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第29条第2項において準用する同条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条 本学は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修学生」という。)

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第33条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は別表第4のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第34条 授業料等は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情などがあると認められる者は、延納を認めることがある。

前期 4月中

後期 9月中

(退学及び停学の場合の授業料等)

第35条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第36条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、別に定める在籍料を納めなければならない。

(復学及び留年の場合の授業料等)

第37条 復学及び留年する者が納入する授業料等の額は、復学又は留年した年次の授業料等の額とする。

(学期の途中で復学する場合の授業料)

第38条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第40条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返付しない。

第8章 専攻科

(専攻科の目的)

第41条 専攻科は、本学の目的に則り、精深な専門知識と技術を教授研究し、芸術の広い分野で貢献しうる人材養成を目的とする。

(専攻科及び学生定員)

第42条 本学に設置する専攻科及び学生定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
芸術専攻	40名	80名

(修業年限及び在学年限)

第43条 専攻科の修業年限は、芸術専攻にあつては2年とする。

2 専攻科の学生は、芸術専攻にあつては4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第44条 専攻科に入学することのできる者は、美容師の免許を有する者、又は取得見込みの者で、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 短期大学及び高等専門学校を卒業した者
- 二 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
- 三 美容系の専修学校の修業年限が2年以上で、かつ課程修了に必要な総授業時間数が1700時間以上の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第82条の10の規定により大学に編入することができる者
- 四 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 本学において、短期大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者

(教育課程及び授業科目)

第45条 専攻科の教育課程は、別表第3のとおりとする。

(修了の要件等)

第46条 専攻科を修了するためには、専攻科の芸術専攻の学生は2年以上在学し、別表第3により、専攻科ごとに定める授業科目を履修し、芸術専攻にあつては76単位以上を修得しなければならない。

2 前項に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

3 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(検定料等の金額)

第47条 専攻科の検定料、入学料、授業料等の金額は、別表第5のとおりとする。

(本学則の準用)

第48条 専攻科に関し、本章に定める以外の事項は、本学則を準用する。

2 専攻科に関して必要な事項は別に定める。

第8章の2 別科

(日本語別科)

第48条の2 本学に別科として日本語別科をおくものとする。日本語別科に関する規程は別に定める。

第9章 教職員組織

(教職員組織)

第49条 本学に学長、副学長、学長補佐、IR室長、学科長、専攻科長、別科長、コース主任、専攻科主任、教授、准教授、講師、助教、助手等及び事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 学長の選考は、別に定める学長選考規程の定めるところによる。

3 副学長、学長室長、学長補佐、学科長、専攻科長、別科長、コース主任、専攻科主任及び図書館長は、学長が指名し、その任期は2年とする。ただし、学長が任期満了その他の事由によって交替したときは、そのときをもって任期満了とする。

4 本学に学長室を置く。学長室に関して必要な事項は別に定める。

5 本学に内部質保証のためIR室を置く。IR室に関して必要な事項は別に定める。

6 教授、准教授、講師、助教、助手等教員の任用、昇降格、その他人事に関する事項は、「学校法人山野学苑教員人事委員会規程」及び、「山野美容芸術短期大学教員選考規程」による。

7 共同教育・研究センター長、生涯学習センター長、情報センター長、美容テクニカルセンター長、国際交流センター長、キャリア支援センター長、英語教育センター長、美容福祉事業研究センター長及び保健管理室長は、教授会の意見を徴して、学長が指名する。

8 I R室長、事務職員、技術職員その他職員に関する人事は、理事会の意見を徴したうえ、理事長が行う。

第10章 教授会

(教授会)

第50条 本学の教育に関する重要な事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるため、教授会を置く。

(審議事項)

第51条 教授会の審議事項は別に定める教授会規程による。

(教授会の構成)

第52条 教授会は、学長、副学長、学長補佐、I R室長、専攻科長、学科長、コース主任、別科長、その他の教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、准教授、専任講師及び助教を加えることができる。

2 教授会の招集は、学長が行い、議長となる。ただし、学長に事故あるとき、又はやむを得ない事由があるときは、あらかじめ学長より指名を受けた者が学長に代わって教授会を招集し、議長となる。

3 第1項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

(その他)

第53条 本章に定めるもののほか、教授会に関する事項は、別に定める教授会規程の定めによる。

第11章 科目等履修生

(科目等履修生)

第54条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第23条及び第24条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

一 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて、出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他、学生としての本分に著しく反した者

第13章 図書館等

(図書館)

第57条 図書、その他の文献及び研究資料を蒐集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書館を置く。

2 図書館に関する事項は別に定める。

(共同教育・研究センター)

第58条 本学に教育・研究の便宜をはかるため共同教育・研究センターを置く。

2 共同教育・研究センターに関する事項は別に定める。

(生涯学習センター)

第58条の2 本学に生涯学習に関する教育・研究の便宜をはかるため生涯学習センターを置く。

2 生涯学習センターに関する事項は別に定める。

(情報センター)

第59条 情報通信に関する教育・研究の便宜をはかるため情報センターを置く。

2 情報センターに関する事項は別に定める。

(美容テクニカルセンター)

第59条の2 本学に美容に関する技術及び指導方法等の推進を図るため、美容テクニカルセンターを置く。

(国際交流センター)

第59条の3 国際交流の推進と、外国人留学生の円滑な受け入れと適正な在籍管理を目的として国際交流センターを置く。

(キャリア支援センター)

第59条の4 学生のキャリア形成と進路支援の推進を図るため、キャリア支援センターを置く。

(英語教育センター)

第59条の5 本学の英語教育の充実及び海外留学の推進を図るため、英語教育センターを置く。

(美容福祉事業研究センター)

第59条の6 美容福祉事業の推進を図るため、美容福祉事業研究センターを置く。

第14章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第60条 学生は、次に定める厚生保健施設を利用することができる。

- 一 体育施設
- 二 保健施設
- 三 その他の厚生施設

2 厚生保健施設の利用に関することは別に定める。

第15章 改正等

(改正・廃止)

第61条 本学則の改正及び廃止等は、理事会の決議により理事長が行う。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度以前の入学者は、なお従前の例によることができる。

附 則

この学則の一部改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、別表第1は平成10年度入学者から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。
ただし、別表第1、第2及び第4は平成12年度入学者から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。
ただし、別表第1は平成13年度入学者から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、平成13年度以前の入学者は、なお従前の例によることができる。

附 則

この学則の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、平成14年度以前の入学者は、なお従前の例によることができる。

附 則

この学則の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。
ただし、別表第1は平成16年度入学者から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。
ただし、平成16年度以前の入学者は、なお従前の例によることができる。

附 則

この学則の一部改正は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、別表第1、第3は平成18年度入学者より適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。
ただし、別表第1、第3、第4、第5は平成19年度入学者より適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、別表第1、第3は平成20年度入学者より適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、第15条、第15条の2及び別表第1、第3は平成21年度入学者より適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は平成22年4月1日から施行する。
ただし、別表第1は平成22年度入学者から適用する。

2 改正後の本学則施行の際、現に在学中であり平成23年度以前に卒業する者に係る第28条第3項に関しては、なお従前の例による。

3 第49条第6項及び第59条の4の改正規定は、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
ただし、平成22年度以前の入学者は、なお従前の例によることができる。

2 美容芸術学科、美容保健学科及び美容福祉学科は平成23年度から学生募集を停止する。

ただし、当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 第8章の規定は、芸術専攻にあつては平成24年度まで、社会福祉専攻にあつては平成25年度までの専攻科入学者に適用する。

附 則

この学則の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前の入学者は、なお従前の例によることができる。

- 2 第28条第2項の規定の適用については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき介護福祉士試験の受験が適用されるまでの間は、同条中介護福祉士試験受験資格とあるのは、介護福祉士となる資格とする。

- 3 別表第3、第4は平成24年度入学者から適用する。

附 則

この学則の一部改正は平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度以前の入学生は、なお従前の例によることが出来る。

附 則

この学則の一部改正は平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学生は、なお従前の例によることが出来る。

- 2 美容総合学科現代美容福祉専攻は平成26年度から学生募集を停止する。

ただし、当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則の一部改正は平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前の入学生は、なお従前の例によることが出来る。

- 2 専攻科社会福祉専攻は平成27年度から学生募集を停止する。

ただし、当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 別表第1、第4は平成28年度入学者から適用する。

附 則

この学則の一部改正は平成29年3月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、別表第1は平成29年度入学者より適用する。

附 則

この学則の一部改正は平成30年4月1日から施行する。

ただし、別表1は平成30年度入学者から適用する。

附 則

この学則の一部改正は平成31年4月1日から施行する。

ただし、別表1は平成31年度入学者から適用する。

附 則

（令和3年4月1日美容総合学科美容デザイン専攻、エステティック専攻、国際美容コミュニケーション専攻の専攻課程の学生募集停止及び専攻課程の廃止に伴う学則変更）

この学則の一部改正は令和3年4月1日から施行する。

（美容総合学科美容デザイン専攻、エステティック専攻、国際美容コミュニケーション専攻の存続に関する経過措置）
美容総合学科美容デザイン専攻、エステティック専攻、国際美容コミュニケーション専攻は、変更後の学則の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表第1

(美容総合学科)

区分	科目名等	授業形態	授業を行う年	単位数		時間数	備考
				必修	選択		
教養	ゼミⅠ	演習	1	1		30	卒業要件は2年以上在学し、必修科目17単位、選択科目45単位、併せて62単位以上(美容師試験受験資格取得の為に、必修科目17単位、美容師法定課目45単位、選択科目5単位以上、併せて67単位以上)を修得しなくてはならない。
	ゼミⅡ	演習	2	1		30	
	キャリアデザインⅠ	演習	1	1		30	
	キャリアデザインⅡ	演習	1	1		30	
	思考法と課題解決法	演習	1	1		30	
	美しい思いやり	演習	1	1		30	
専門基礎	美道論	講義	1	1		30	
	美道プロジェクトⅠA	演習	1	1		30	
	美道プロジェクトⅠB	演習	1	1		30	
	美道プロジェクトⅡ	演習	2	2		60	
	伝承美(着装)Ⅰ	実習	1	2		60	
	伝承美(茶道)	演習	2	1		30	
	伝承美(華道)	演習	2	1		30	
	ビューティービジネス(基礎)	演習	1	1		30	
	美齢学ジェロントロジー	講義	2	1		30	
	美容関係法規	講義	2		1	30	
	美と衛生Ⅰ	演習	2		1	30	
	美と衛生Ⅱ	演習	2		1	30	
	美と健康科学	講義	2		1	30	
	人体の美と科学Ⅰ	講義	2		1	30	
	人体の美と科学Ⅱ	講義	2		1	30	
	化粧品化学	講義	1		1	30	
	美容芸術文化史	講義	1		1	30	
	ファッション文化史	講義	2		1	30	
	美容デザイン論Ⅰ	講義	1		1	30	
	美容デザイン論Ⅱ	講義	1		1	30	
	美容デザイン論Ⅲ	講義	1		1	30	
	美容デザイン実習Ⅰ	実習	1		3	90	
	美容デザイン実習Ⅱ	実習	1		2	60	
	美容デザイン実習Ⅲ	実習	1		3	90	
	美容デザイン実習Ⅳ	実習	1		2	60	
	美容デザイン実習Ⅴ	実習	1		2	60	
	メイクアップⅠ	実習	1		2	60	
	ネイル技術Ⅰ	実習	1		1	30	
	Applied General and Business EnglishⅠ	演習	1		2	60	
	Aesthetics EnglishⅠ	演習	1		1	30	
	美容師のためのビューティービジネス(基礎)	演習	1		1	30	
	知って得するパソコン術	演習	1		1	30	
	頭が良くなるニュースの見方	講義	1		1	30	
	今のうちに学ぼうビジネス文章	演習	1		1	30	
	人に伝えたい映画の世界	講義	1		1	30	
	美しいコミュニケーション	演習	2		1	30	
	美しいサービス	演習	2		1	30	
	絵本と童謡の世界	演習	2		1	30	
	プライマリー栄養学	講義	1		1	30	
	食品栄養学	講義	2		1	30	
	生命活動概論	講義	2		1	30	
	ヘルスケア概論	講義	1		1	30	
	生体学	講義	2		1	30	
	パートナシップ心理学	講義	1		1	30	
	色彩心理学	講義	1		1	30	
	ウェルビーイング心理学	講義	2		1	30	
	カウンセリング・コンサルティング概論	講義	2		1	30	
ヨガ	演習	1		1	30		
セルフプロモーション	実習	1		1	30		
美容心理学	講義	2		1	30		

	アート&デザイン	演習	1	1	30
	色彩学	演習	2	1	30
	フェイシャルエステティック	実習	1	2	60
	エステティック I	実習	2	2	60
	エステティック理論	講義	2	1	30
	基礎介護演習	演習	2	4	130
	グローバルコミュニケーション (日本語) I	演習	1	1	30
専門応用	美容衛生管理論	講義	1	1	30
	化粧品研究	講義	2	1	30
	美容デザイン論IV	講義	2	1	30
	美容デザイン論V	講義	2	1	30
	美容と経営	講義	2	1	30
	美容デザイン実習VI	実習	2	3	90
	美容デザイン実習VII	実習	2	3	90
	美容デザイン実習VIII	実習	2	3	90
	美容デザイン実習IX	実習	2	2	60
	伝承美 (着装) II	実習	1	2	60
	Applied General and Business English II	演習	1	3	90
	Aesthetics English II	演習	1	2	60
	Applied General and Business English III	演習	2	2	60
	Aesthetics English III	演習	2	2	60
	Applied General and Business English IV	演習	2	2	60
	Aesthetics English IV	演習	2	2	60
	グローバルスタイリストイングリッシュ I	演習	1	2	60
	グローバルスタイリストイングリッシュ II	演習	2	2	60
	グローバルスタイリスト演習 I	演習	2	1	30
	グローバルスタイリスト演習 II	演習	2	1	30
	美容師のためのビューティービジネス (応用)	演習	2	1	30
	ビューティービジネス (応用)	演習	1・2	2	60
	ミライを楽しむための思考トレーニング	演習	1	1	30
	自分が輝く自己肯定感	演習	2	1	30
	役者に学ぶ感情表現とクリエイターに学ぶ動画制作	演習	2	1	30
	クリエイターに学ぶ広告・SNS	演習	2	1	30
	産官学連携講座	演習	2	1	30
	世界一周しながら考えるCOOL JAPAN戦略	演習	2	1	30
	ビューティー栄養学	講義	1	1	30
	体重コントロール・ボディデザイン栄養学	講義	1	1	30
	ライフステージ栄養学	講義	2	1	30
	アクティブライフデザイン	講義	1	1	30
	アクティブヘルスプロモーション	講義	2	1	30
	アクティブレスト&リフレッシュ	講義	2	1	30
	ファッショントレンド心理学	講義	1	1	30
	ダイバーシティ心理学	講義	1	1	30
	好きをひも解く心理学	講義	2	1	30
	メイクアップ II	実習	1	2	60
	ネイル技術 II	実習	2	1	30
	社会を知る	演習	1	1	30
	海外研修 (アメリカ)	演習	1	1	30
	海外研修 (ヨーロッパ)	演習	1	1	30
	エステティック II	実習	2	2	60
総合ブライダル学	講義	2	1	30	
チャイルドケア演習	演習	2	1	30	
美齢学演習	演習	2	1	30	
グローバルコミュニケーション (日本語) II	演習	1	1	30	
			17	129	

別表第2 削除

別表第3 専攻科教育課程
(芸術専攻)

授業科目の名称	授業形態	授業を行う年次	単位数		時間数	備考
			必修	選択		
美術材料学	演習	1	4		60	1. 修了要件は、2年以上在学し、必修科目66単位を修得するほか、選択科目から10単位以上を修得し、併せて76単位以上を修得しなければならない。
日本・東洋美術史	講義	1	2		30	
西洋美術史	講義	1	2		30	
商品開発研究	演習	2		2	30	
平面造形演習Ⅰ	演習	1	2		30	
平面造形演習Ⅱ	演習	1	4		60	
立体造形演習Ⅰ	演習	1	2		30	
立体造形演習Ⅱ	演習	1	4		60	
デザイン演習Ⅰ	演習	1	2		30	
デザイン演習Ⅱ	演習	1	4		60	
CG演習Ⅰ	演習	1	2		30	
CG演習Ⅱ	演習	1	4		60	
美容デザイン演習	演習	2	4		60	
美容芸術研究	演習	2	2		30	
色彩研究	演習	2	4		60	
スタイルドローイング	演習	2	2		30	
写真表現演習	演習	1	2		30	
ネイルアート研究	演習	1		4	60	
ファッション情報研究	演習	2	2		30	
サロン実習Ⅰ	実習	1	2		90	
サロン実習Ⅱ	実習	1	2		90	
サロン実習Ⅲ	実習	2		2	90	
サロン実習Ⅳ	実習	2		2	90	
ヘアテクニックⅠ	実習	1	3		120	
ヘアテクニックⅡ	実習	1	3		120	
ヘアデザインⅠ	実習	2		3	120	
ヘアデザインⅡ	実習	2		3	120	
メイクアップ研究	演習	2		4	60	
批評概論	講義	1		2	30	
描画技法	演習	1		2	30	
修了研究	演習	2	8		120	
英語演習	演習	1		1	30	
美容福祉演習	演習	2		2	30	
インターンシップA	演習	1		2	30	
インターンシップB	演習	1		2	30	
			66	31		

別表第4 学科の入学料等の金額及び納期

(単位：円)

学 科 名	美容総合学科 (美容師免許取得コース)				計
	第 1 年 次		第 2 年 次		
	入 学 時	後期開始時	前期開始時	後期開始時	
入 学 検 定 料	30,000	—	—	—	30,000
入 学 料	200,000	—	—	—	200,000
授 業 料	340,000	340,000	340,000	340,000	1,360,000
特別教育費	200,000	—	—	—	200,000
教育充実費	75,000	75,000	55,000	55,000	260,000
実習費	55,000	55,000	55,000	55,000	220,000
施設設備費	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000
合 計	950,000	520,000	500,000	500,000	2,470,000

注) 大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は「15,000円」とする。

(単位：円)

学 科 名	美容総合学科 (インナービューティコース、グローバルキャリア・ビューティビジネスコース)				計
	第 1 年 次		第 2 年 次		
	入 学 時	後期開始時	前期開始時	後期開始時	
入 学 検 定 料	30,000	—	—	—	30,000
入 学 料	200,000	—	—	—	200,000
授 業 料	340,000	340,000	340,000	340,000	1,360,000
特別教育費	200,000	—	—	—	200,000
教育充実費	75,000	75,000	55,000	55,000	260,000
実習費	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000
施設設備費	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000
合 計	900,000	470,000	450,000	450,000	2,270,000

注) 大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は「15,000円」とする。

別表第5 専攻科の入学料等の金額及び納期

(単位：円)

専攻名	芸術専攻				計
	第 1 年 次		第 2 年 次		
	入 学 時	後期開始時	前期開始時	後期開始時	
入学検定料	30,000	—	—	—	30,000
入 学 料	300,000	—	—	—	300,000
授 業 料	500,000	500,000	500,000	500,000	2,000,000
教育充実費	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000
施設設備費	40,000	40,000	40,000	40,000	160,000
実 習 費	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
合 計	1,020,000	690,000	690,000	690,000	3,090,000